

切替プラン

令和4年4月1日現在

商品名	切替プラン																					
ご利用いただける方	申込時年齢が満 20 歳以上の方で、一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方 ・ご返済の見込みがあり借替時点で延滞中でないこと（随時返済方式のカードローンの場合は、借替時点で元本が貸越極度額を超過していないこと）																					
資金使途	① 申込人が借り入れた当金庫のしんきん保証基金保証付カードローンの借替資金 ② 上記以外の当金庫のしんきん保証基金保証付ローン（住宅ローン以外）の借替資金（但し、①と合わせた申込に限ります）																					
ご融資限度額	500 万円以内（1 万円単位）																					
ご利用期間	お申込金額に応じて下表の通りとなります <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">お申込金額</th> <th colspan="2">ご利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">30 万円以下</td> <td>3 ヶ月以上</td> <td>3 年以内</td> </tr> <tr> <td>30 万円超</td> <td>100 万円以内</td> <td>3 ヶ月以上</td> <td>5 年以内</td> </tr> <tr> <td>100 万円超</td> <td>200 万円以内</td> <td>3 ヶ月以上</td> <td>8 年以内</td> </tr> <tr> <td>200 万円超</td> <td>500 万円以内</td> <td>3 ヶ月以上</td> <td>10 年以内</td> </tr> </tbody> </table> ※但し、200 万円までは必要な場合に限り 2 年を加えた期間まで可		お申込金額		ご利用期間		30 万円以下		3 ヶ月以上	3 年以内	30 万円超	100 万円以内	3 ヶ月以上	5 年以内	100 万円超	200 万円以内	3 ヶ月以上	8 年以内	200 万円超	500 万円以内	3 ヶ月以上	10 年以内
お申込金額		ご利用期間																				
30 万円以下		3 ヶ月以上	3 年以内																			
30 万円超	100 万円以内	3 ヶ月以上	5 年以内																			
100 万円超	200 万円以内	3 ヶ月以上	8 年以内																			
200 万円超	500 万円以内	3 ヶ月以上	10 年以内																			
ご融資利率	年 13.0%（保証料込）																					
ご返済方法	① 毎月元金均等または元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能です 但し、ボーナス返済分はご融資金額の 50%以内とし、6 ヶ月毎の間隔とします ② 元金返済の据置はできません																					
保証人・担保	原則として不要です																					
その他	本ローン完済まで同基金保証付のカードローンの新規利用はできません																					
相続人による切替プランの特例	相続人が切替プランを利用して返済することが出来ます ・相続人による切替プランの利用に限り、延滞後 3 ヶ月以内の未収利息（延滞損害金は除く）を含めることができます ・切替プランを利用した相続人も、切替プランを完済するまでは、当金庫・他金庫を問わず、基金保証付カードローン、カードローン（セットプラン）、職域サポートカードローンの新規契約は出来ません																					

切替プラン

苦情処理措置
紛争解決措置

- ・ 苦情処理措置
本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。
- ・ 紛争解決措置
熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。